

法務局地図作成事業のための事前調査等の実施について (お知らせ)

富山地方法務局

富山地方法務局では、令和8年度及び令和9年度に、魚津市友道・本江ほか地区（下図の黄色で着色した地域）において、不動産登記法第14条第1項に定める地図（以下「法第14条第1項地図」といいます。）の作成事業を実施します。

つきましては、本事業を進めるため、土地所有者等の皆様に御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

地図作成事業の作業期間等

作業期間 令和8年10月頃から令和10年3月31日まで
計画機関 富山地方法務局
作業機関 公益社団法人富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

法第14条第1項地図を作成する理由

登記所（法務局）には、土地一筆ごとに登記記録が備え付けられています。登記記録には、その土地を特定するための情報として、所在、地番、地目及び地積について記録されていますが、これだけでは、その土地の実際の位置や区画を特定することはできません。

土地の位置や区画などを特定する役割を果たすのが地図ですが、皆様のお住まいの地域の地図（公図）は、明治時代に作成された旧土地台帳附属地図といわれるもので、精度は低く、その上、長い年月の経過により、地図が現地の土地の形状と一致しなかったり、土地の筆界（境界）や面積が正確でないものがあります。これが原因となって、土地や建物の売買などの不動産取引や、不動産登記の申請手続において問題が生じることがあります。

富山地方法務局では、このような問題を解決するため、土地の一筆ごとの筆界（境界）を確認して、正確な測量を行い、精度の高い法第14条第1項地図を作成しています。

法第14条第1項地図は、国家基準点や公共基準点を基点として各土地の筆界（隣接する土地との境界）を測量して作成する精度の高いものであり、この地図が備え付けられることによって、境界紛争を未然に防ぐことができ、安心して土地の管理又は取引ができるようになりますとともに、地震等の自然災害により土地の位置や区画が不明となった場合でも筆界（境界）を復元することが可能となり、速やかな災害復旧に効果を発揮します。

事前調査・基準点設置作業の作業期間等

作業員が、皆様のお住まいの地域において、事前調査及び基準点設置作業を行いますので、住民の皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

作業期間 令和8年10月頃から令和9年3月31日まで

※作業車両が通行等の支障となる場合には、下記のお問合せ先まで御連絡ください。

実施する事前調査の内容

地図作成事業の事前準備作業として、現在、登記所（法務局）に備え付けられている公図と現地とが一致しない範囲を明確にするとともに、土地の利用状況等を把握するため、現地調査等を実施します。

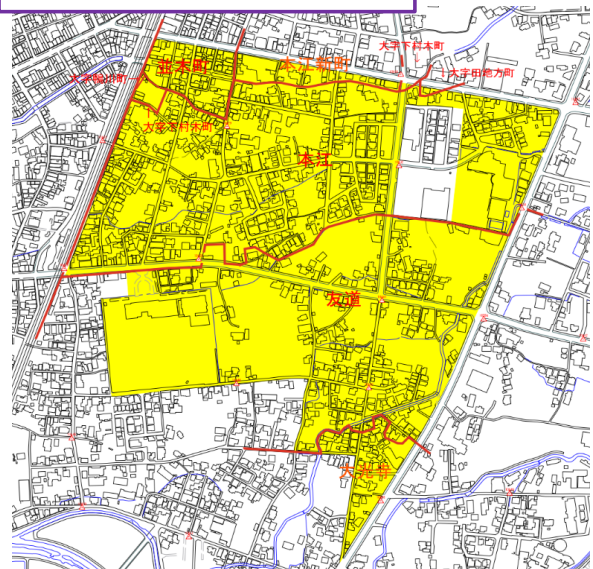
実施する基準点設置作業の内容

地図作成の骨格となる大切な作業であり、基準点（測量の基礎となる点）同士を見通すことができる道路に基準点標識を設置します。

道路に標識を設置しても基準点同士を見通すことができない場合は、やむを得ず皆様の土地の一部をお借りして標識を設置させていただきますこととなりますので、本作業の重要性を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

なお、皆様の土地の一部に標識を設置することになった場合には、事前にその土地の所有者の方の御承諾をいただいてから作業を実施します。

【地図作成事業を実施する地域】

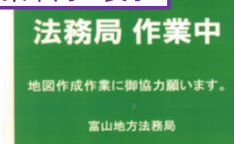


「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R8JHs 329」

作業員の腕章



作業車両の表示



【お問合せ先】 ※右記期間を除く令和9年12月まで

〒937-0807

魚津市大光寺2511番地（旧千田建設事務所2階）

富山地方法務局地図作成現地事務所

TEL (0765) 24-5918

※令和9年1～4月、令和10年1～3月

〒930-0856

富山市牛島新町11番7号

富山地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

TEL (076) 441-6392（直通）

不動産登記法第14条第1項地図ができるまで

1 基準点設置作業（令和8年10月～令和9年3月）

地域内及びその周辺に設置された公共基準点を基に、地図作成事業地域内に4級基準点を設置する作業です。

地図作成上の骨格となる大切な作業で、後続の現況測量・一筆地測量の基礎となるものです。

- * 作業は、地域内の道路等で実施します。
- * 土地の所有者又は管理者の方の立会は、不要です。

（基準点標識）



2 準備作業（令和9年1月～3月）

土地所有者又は管理者の方々に対して、資料送付等により地図作成事業の概要をお知らせします。

3 筆界点調査・現況測量（令和9年1月頃～5月頃）

地図作成事業地区内の境界杭等の状況を調査し、必要に応じて現況を測量する作業です。

現地の地目や所有者の氏名・住所なども調査します。

- * 敷地内に立ち入らせていただくことがあります。
- * 筆界点とは、登記された土地の境を構成する点をいいます。

4 一筆地立会調査（令和9年5月頃～10月頃）

土地所有者、管理者又はその代理人の方に、一筆地の立会をしていただき、筆界点の確認をお願いしています。

- * 敷地内に立ち入らせていただくことがあります。
- * 一筆地とは、登記記録上の一個の土地のことをいいます。

5 一筆地測量（筆界点確定測量）（令和9年6月頃～10月頃）

一筆地立会調査で確認していただいた筆界点の測量を行います。

- * 敷地内に立ち入らせていただくことがあります。

6 面積計算・地図作成（令和9年10月頃～11月頃）

作業機関において、一筆地ごとの面積を計算し、縮尺500分の1の地図原図を作成します。

7 縦覧・異議申立て（令和9年12月頃）

上記6で作成した地図原図及び地積等調査一覧表（登記記録に反映される内容）について、一定期間縦覧を行います。

土地所有者の方に縦覧の開催案内書を郵送します。併せて、各土地ごとに作成した測量結果図面及び地積等調査一覧表を同封します。御不明な点等があれば、縦覧会場にお越しく下さい。

- * 内容に誤り等があれば、縦覧会場にて異議の申立てをすることができます。

8 登記（令和10年2月～3月末頃）

これまでの作業の結果、地目や地積（面積）が登記記録と一致しなくなった土地について、法務局の登記官が職権で地目・地積等の変更・更正登記を行います。

※ 職権での登記が完了すれば、現状と一致した地図や登記記録が公示されることになります。

富 山 地 方 法 務 局